

2023 年度 学生便覧の訂正について

各位

2023 年度の学生便覧の内、下記の通り訂正がございます。
ご不便おかけしますが、ご承知おきください。

2023 年 8 月 30 日 城西大学 教務課

1. 該当ページ：07 学生生活のしおり 7.21.23 ページ

2. 訂正内容：

7 ページ 学籍関係 休学

<p>(3) 休学中は、休学在籍料として、半期 6 万円、通年 12 万円を納入締切日までに、納入しなければなりません。休学在籍料が納入されない場合は、休学許可を取り消します。</p> <p>なお、休学中の授業料及び施設設備費は、徴収しません。</p> <p>ただし、新入生（4 月入学生）が入学年度の春学期を休学する場合は、休学在籍料は徴収しませんが、学則第 64 条 2 別表(1)注 6により授業料等は返還しません。</p> <p>学納金について不明な点は、経理課までお問い合わせください。</p>	<p>(3) 休学中は、休学在籍料として、半期 6 万円、通年 12 万円を納入締切日までに、納入しなければなりません。休学在籍料が納入されない場合は、休学許可を取り消します。</p> <p>なお、休学中の授業料及び施設設備費は、徴収しません。</p> <p>ただし、新入生（4 月入学生）が入学年度の春学期を休学する場合は、休学在籍料は徴収しませんが、学則第 46 条により授業料等は返還しません。</p> <p>学納金について不明な点は、経理課までお問い合わせください。</p>
---	---

21 ページ 学生懲戒処分の指針

新	旧
<p>第 1 条 この指針は、城西大学学則第 72 条の 2 及び第 72 条の 3(*)に基づき、本学学生に対して行う懲戒処分の基準、種類、内容の決定について必要な事項を定める。</p>	<p>第 1 条 この指針は、城西大学学則第 68 条及び第 69 条 (*) に基づき、本学学生に対して行う懲戒処分の基準、種類、内容の決定について必要な事項を定める。</p>
<p>(注*)城西大学大学院は学則第 50 条の 2 及び第 50 条の 3、城西大学別科は別科細則第 30 条に基づく。</p>	<p>(注*)城西大学大学院は学則第 45 条、城西大学別科は別科細則第 30 条に基づく。</p>

新	旧
この指針は、学則第 72 条の 2 及び第 72 条の 3(*)に基づき、学内試験等における不正行為に対する処分について必要な事項を定める。	この指針は、学則第 68 条及び第 69 条 (*)に基づき、学内試験等における不正行為に対する処分について必要な事項を定める。
(注*)城西大学大学院は学則第 50 条の 2 及び第 50 条の 3、城西大学別科は別科細則第 30 条に基づく。	(注*)城西大学大学院は学則第 45 条、城西大学別科は別科細則第 30 条に基づく。

以上